## 境界杭設置及び図面修正業務積算基準 新旧対照表(抜粋)

## 黒字下線部分:今回改正箇所

<u>黑字下線部分:今回改止箇所</u>	
新	旧
第4. 調査基準価格の決定方法 予算決算及び会計令第85号に基づく調査基準価格の110分の100の額については、以下のとおりとする。	第4. 調査基準価格の決定方法 予算決算及び会計令第85号に基づく調査基準価格の108分の100の額に ついては、以下のとおりとする。
K= (a+b×4.8/10) / A   調査基準価格の 110 分の 100   の額=基準単価×K   a:予定業務を全て実施した場合の直接測量費   b:予定業務を全て実施した場合の諸経費   A:予定業務を全て実施した場合の業務価格(税抜)	K=(a+b×4.8/10)/A   調査基準価格の 108 分の 100 の額=基準単価×K   a:予定業務を全て実施した場合の直接測量費   b:予定業務を全て実施した場合の諸経費   A:予定業務を全て実施した場合の業務価格(税抜)
なお、 $K$ は端数処理を行わない。また、 $K$ が $0.82$ を超える場合は $0.82$ とし、 $0.6$ に満たない場合は $0.6$ とする。また、調査基準価格の $110$ 分の $100$ の額は、円未満端数切り捨てとする。	なお、 $K$ は端数処理を行わない。また、 $K$ が $0.82$ を超える場合は $0.82$ とし、 $0.6$ に満たない場合は $0.6$ とする。また、調査基準価格の $108$ 分の $100$ の額は、円未満端数切り捨てとする。